

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

令和5年4月3日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）期間

令和5年4月17日から同月25日まで

2 公売の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 京都市市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

3 公売の方法

期間入札

4 開札及び最高価申込者決定の日時

令和5年4月27日午前10時00分

5 開札及び最高価申込者決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 京都市市税事務所納税室小会議室3

6 売却決定の日時

令和5年5月18日午前10時00分

7 売却決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 京都市市税事務所納税室小会議室3

8 買受代金の納付期限

令和5年5月18日午後2時30分

9 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条並びに第108条第1項各号及び第5項各号の該当者は、買受人となることはできません。

10 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を

受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出て下さい。

11 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

12 その他事項

- (1) 公売財産の入札に参加をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、本市へ入札書等の書類を請求して下さい。所定の手続が必要です。
- (2) 入札者等（その者が法人である場合は、その役員）は、国税徴収法第99条の2の規定により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書を提出しなければ入札をすることができません。
- (3) 公売保証金を納付した後でなければ入札に参加できません。
- (4) 公売保証金及び買受代金は、直接又は本市から送付する専用の納付書により金融機関の窓口での納付によるものとします。
- (5) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、その者の入札価額をもって売却決定を行います。また、見積価額以上で最高の価額の入札者が二人以上ある場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

ア 追加入札の方法

期間入札

イ 追加入札の期間

令和5年5月1日から同月8日まで

ウ 追加入札の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 京都市市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

エ 追加入札開札及び最高価申込者決定の日時

令和5年5月10日午前10時00分

オ 追加入札開札及び最高価申込者決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 京都市市税事務所納税室小会議室3

カ 追加入札売却決定の日時

令和5年5月31日午前10時00分

キ 追加入札売却決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 京都市市税事務所納税室小会議室3

ク 追加入札買受代金の納付期限

令和5年5月31日午後2時30分

- (6) 上記6及び12(5)の売却決定の日時までに、国税徴収法第106条の2の規定による調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。
- (7) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (8) 最高価申込者又は次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）若しくは自己の計算において最高価申込者等に入札をさせた者について、国税徴収法第108条第1項各号及び第5項各号に該当することが認められた場合は、その入札がなかったものとし、最高価申込者等とする決定を取り消します。
- (9) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- (10) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (11) 本市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (12) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (13) 公売財産の詳細を記載した公売広報は、京都市市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）に備え付けています。
- (14) その他については、京都市期間入札公売参加の手引きによります。なお、その内容は、京都市市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）のホームページ「京都市の公売」で閲覧することができます。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財1

2 見積価額

6,400,000円

3 公売保証金

640,000円

4 公売財産の表示

公売財産1 土地

所 在 京都市左京区八瀬近衛町

地 番 633番

地 目 宅地

地 積 786.77㎡

公売財産2 土地

所 在 京都市左京区八瀬近衛町

地 番 635番

地 目 山林

地 積 842㎡

公売財産3 建物

(主である建物の表示)

所 在 京都市左京区八瀬近衛町635番地

家屋番号 85番

種 類 居宅

構 造 木造杉皮葺2階建

床面積 1階98.67㎡

2階32.72㎡

(附属建物の表示)

符 号 1

種 類	便所
構 造	木造杉皮葺平家建
床 面 積	5. 9 5 m ²

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、京都バス「神子ヶ淵（大原方面）」停留所から道路距離で約0. 1 k m北西に位置しています。
- (2) 公売財産1、2ともに地積測量図のない不整形地です。西側が市道と接面していますが、隣地との境界は不明です。
- (3) 公売財産3は倒壊しています。買受人による建物滅失登記手続きが必要です。

6 法的規制、利用状況等

- (1) 第一種低層住居専用地域、指定建蔽率40%（用途地域及び風致地区による）、指定容積率60%、10m高度地区、風致地区第3種地域、遠景デザイン保全区域（34）（40）（45）、第2種地域、居住誘導区域、保全区域、宅地造成工事規制区域に指定されています。
- (2) 公売財産1、2ともに、雑草が繁茂し、多数の倒木が確認されています。また、5(3)のとおり建物が倒壊しているため、その構造材が放置されています。
- (3) 公売財産2には祠があり、年に一度、町内の行事に利用されています。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。
- (3) 公売財産1、2及び3は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

TEL：075-222-4104

（市税事務所納税室）